

岐阜県公報

目次

告示

恵那市の区域内の町及び字の区域変更について
道路の供用開始
道路の区域変更

(市町村課) 六四九
(道路維持課) 六四九
(同) 六五〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
開発行為の工事の完了

(環境生活政策課) 六五一
(建築指導課) 六五一

告示

第二千九百九十二号

平成二十二年十月十九日

(火曜日)

岐阜県告示第五百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、恵那市の区域内の町及び字の区域を変更した旨恵那市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する町及び字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する町及び字	新たに画する町及び字の区域に含まれる従前の町及び字
武並町新竹折	武並町新竹折字月沢の一部、字一丁田の一部、三郷町佐々良木字弁財天の一部
三郷町佐々良木字弁財天	三郷町佐々良木字外ヶ沢の一部

この処分は、平成二十二年十一月一日から効力を生ずる。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

一 掲示場 県庁及び恵那市役所

二 掲示物 字界変更調書 その他必要な書類

三 掲示期間 平成二十二年十月十九日から
同 年十一月九日まで

岐阜県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十二年十月十九日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

国道	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告 示年月日 ほか)
美濃加茂 和良線	美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字 餅ヶ洞三五八六番一 地先から 同市同町中蜂屋字 熊ヶ洞二八三三番二 地先まで			二四・四	平成 三三・〇・一九	平成 三三・一・二七

岐阜県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月十九日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

国道	路線名	区	間	延長 (メートル)	備考
野奈川 麦線	高山市高根町野麦字クミ ケ島一一二番二七地先 から			七八 (三三)	八〇〇

高根	同市同町 一一二番二六地先 まで	同字同 後	三三〇 (二六六)	
----	------------------------	----------	--------------	--

岐阜県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月十九日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

国道	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 (メートル)	延長 (メートル)	備考 (A及び Bは、 関係図 面に表 示する 敷地の 区分を いう)
一般 二百五十 六号	下呂市金山町乙原字細野 六一三番四地先から 同市同町岩瀬字舟滝 二八八五番六地先まで 下呂市金山町乙原字細野 六一三番四地先から 同市同町岩瀬字舟滝 二八八五番六地先まで 下呂市金山町岩瀬字舟滝 二八四八番九地先から 同市同町同字同 二八八五番六地先まで			前A 後A	四五 (四〇)	八〇〇	

岐阜県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十月十九日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名		区間		区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	金山線 明宝線		下呂市金山町岩瀬字舟滝 二九三二番五地先から 同市同町同字同 二八四九番四地先まで		後	前	ルメートル ルメートル	
					八五 九五	八五 四〇	一四〇 一四〇	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類の	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令中建築第四三三番の七 平成二一・一一・一一 〔同中建築第五四号の六〕 〔同中建築第五四号の六〕 同中建築第四八号の八	美濃加茂市下米田町今字玄正庵三三二番一、三三四番から三二六番まで、三二七番一及び三五〇番八	道路	開発登録簿による	和歌山県和歌山市中島一八五番地の三 株式会社 オークワ 代表取締役 福西 拓也
同中建築第四八号の八	加茂郡富加町羽生字山崎二七二番四	道路、緑地	同	恵那市大井町一八〇番地の一

活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年九月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人元気な里ひだあさひ
- 三 代表者の氏名 加藤 久廣
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市朝日町桑之島六六番地一六
- 五 定款に記載された目的 この法人は、高山市朝日町の地域社会及び地域住民に
対して、地域振興活動の中間支援組織の役割を担い、相談、支援及びサポート業務を通じて、地域振興活動を行う諸団体との連携を図る。
また、地域資源の有効活用を検討し、産業の振興、交流の促進に役立つ業務を行い、魅力ある街づくりに寄与することを目的とする。

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十二年十月十九日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十二年十月十九日発行

発行者

岐阜市数田南一丁目一番一
号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一

バイ・アール・テクノセンター

<p>同一八・一〇・三一 同中建築第五四号 同二年五月一七日 同中建築第五四号の四 同二年九月三日</p>	<p>同東建築第一二三号の二 同二〇・八・二三 同東建築第一二三号の四 同二一・一・八 同東建築第一一八号 同二二・八・一九</p>	<p>外十四筆</p>	<p>恵那市三郷町佐々良木字弁財天一九四番一の一部外二筆 同 町同 字外ヶ沢二一八八番一の一部外二筆 同 市武並町竹折字月沢一九七三番一外七筆 同 町同 字一丁田一四〇九番一の一部及び恵那市所管市有財産(道路)</p>	<p>消防の用に供する貯水施設</p>	<p>道路、上下水道、緑地、消防の用に供する貯水施設、水路、その他(調整池)</p>	<p>株式会社 パロ 代表取締役 田代正美</p> <p>岐阜市数田南五丁目一四番五三号 岐阜県土地開発公社 理事長 藤井徳介</p>
-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------	--------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------